

# 商品委託販売契約書

\_\_\_\_\_(以下甲という)を委託者とし、白馬 MTB 大会実行委員会(以下乙という)を受託者とし、以下の通り販売委託契約を締結する。

## 第 1 条(目的)

甲は乙に対し、商品の販売を委託し、乙はこれを受託した。商品の目録は別途作成するものとする。

## 第 2 条(業務)

乙は商品の販売・代金の回収を行うものとする。

## 第 3 条(販売価格)

乙は甲の指定する販売価格により商品を販売するものとする。

## 第 4 条(手数料)

甲が乙に対して支払う販売手数料は、商品の販売価格の 5%とする。

商品の販売・保管に必要な経費は乙の負担、納入・返品に必要な経費は甲の負担とする。

その他必要な費用が生じた場合には甲・乙競技の上定める。

## 第 5 条(代金の支払い)

乙は販売代金より販売手数料を差し引いた額を、大会当日中に甲に現金にて支払う。

## 第 6 条(商品管理)

乙は甲から納品された商品を善良な管理者の注意をもって管理し、委託期間終了後には速やかに返納するものとする。

## 第 7 条(瑕疵)

甲は乙を通じて販売する商品に瑕疵がある場合、その全てを事前に通達するものとする。

通達されていない瑕疵が認められた場合、その担保の責に应じ、直ちに代金減額又は修理並びに客先のこうむった損害につき賠償の責任を負う

## 第 8 条(守秘義務)

甲及び乙は本契約履行上、知り得た相手方の営業上の機密・情報を第三者に漏洩してはならない

## 第 9 条(契約期間)

本契約の有効期間は 2015 年 8 月 1 日～8 月 9 日とする。

## 第 10 条(契約の解除)

甲及び乙は、本契約の条項に違反し是正を行わない場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

## 第 11 条(協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議し解決をはかるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印